**特定非営利活動法人 箕面ラポール 定款**

**第１章　総則**

（名称）

第１条　　この法人は、特定非営利活動法人箕面ラポールという。

　　　２　この法人の名称をＮＰＯ法人箕面ラポールと略記することができる。

（事務所）

第２条　　この法人は、主たる事務所を大阪府箕面市に置く。

（目的）

第３条　　この法人は、障害者の社会参加を進める事業を行うこと、障害者が地域で普通に暮らす社会をつくること及び障害者又は障害者でないものも互いに認め合い、互いに支え合う社会をつくることを目的とする。

（活動の種類）

第４条　　この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下、「法」という。）第２条別表第１号（保健、医療又は福祉の増進を図る活動）を行う。

（事業の種類）

第５条　　この法人は、第３条の目的を達成するために、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にもとづく障害福祉サービス事業

　　　　　②その他目的を達成するために必要な事業

**第２章　会員**

（種別）

第６条　　この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

　　（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

　　（２）賛助会員　この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体

（入会）

第７条　　会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

　　　２　理事長は、正会員の申込については、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第９条　　会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

　　　２　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

　　　（１）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

　　　（２）会費を継続して２年以上納入せず、理事会において納入の意思がないものと判断したとき。

（除名）

第10条　　会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

　　　（１）この定款に違反したとき。

　　　（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第11条　　会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

**第３章　役員**

（種別）

第12条　　この法人に、次の役員を置く。

　　　　　（１）理事　　　３名以上１０名以下

　　　　　（２）監事　　　１名以上

　　　２　理事及び監事は、総会において選任する。

　　　３　理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

　　　　　（１）理事長　　１名

　　　　　（２）副理事長　１名以上２名以内

　　　４　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

　　　５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第13条　　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

　　　２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又はやむを得ない事情があるときは、理事会にてあらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

　　　３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

　　　４　監事は、次に掲げる職務を行う。

　　　（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

　　　（２）この法人の財産の状況を監査すること。

　　　（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

　　　（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

　　　（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期）

第14条　　役員の任期は、２年とする。但し、再任を妨げない。

　　　２　前項の規程にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

　　　３　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（欠員補充）

第15条　　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第16条　　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

　　　（１）法令又は定款に著しく違反する行為のあったとき。

　　　（２）心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

　　　（３）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第17条　　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

　　　２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

　　　３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

**第４章　総会**

（種別）

第18条　　この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

（構成）

第19条　　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第20条　　総会は、以下の事項について議決する。

　　　（１）定款の変更

　　　（２）解散

　　　（３）合併

　　　（４）事業報告及び活動決算の承認

　　　（５）役員の選任又は解任、職務及び報酬

　　　（６）その他、理事会から付託された事項

（開催）

第21条　　通常総会は、毎年１回開催する。

　　　２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

　　　（１）理事会が必要と認めたとき。

　　　（２）正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

　　　（３）監事が第１３条第４項第４号の規定により招集したとき。

（招集）

第22条　　総会は、理事長が招集する。但し、前条第２項第３号の規定による場合は、監事が招集する。

　　　　２　理事長は、前条第２項第２号の規定による請求があった場合は、その日から３０日以内に臨時総会を開かなければならない。

　　　　３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第23条　　総会の議長は出席した正会員から選出する。

（定足数）

第24条　　総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第25条　　総会における議決事項は、第２２条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、緊急を要する議案が出席正会員から提案され、これを総会の議案とすることについて出席正会員の５分の１以上の同意があったときは、これを総会の議案とすることができる。

　　　　２　総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

　　　　３　総会において、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（書面表決等）

第26条　　やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決できる。

　　　　２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

　　　　３　代理人による表決は認めない。

（議事録）

第27条　　総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

　　　　（１）日時及び場所

　　　　（２）正会員の現在数

　　　　（３）出席した正会員の数（書面表決については、その旨を明記すること）

　　　　（４）審議事項及び議決事項

　　　　（５）議事の経過の概要及びその結果

　　　　（６）議事録署名人の選任に関する事項

　　　　２　議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人２名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

**第５章　理事会**

（構成）

第28条　　理事会は、理事をもって構成する。

　　　　２　理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

（権能）

第29条　　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

　　　　（１）事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

　　　　（２）入会金及び会費の額

　　　　（３）長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

　　　　（４）事務局の組織及び運営

　　　　（５）総会の議決した事項の執行に関する事項

　　　　（６）総会に付議すべき事項

　　　　（７）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第30条　　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

　　　　（１）理事長が必要と認めたとき。

　　　　　（２）理事総数の３分の１以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

（招集）

第31条　　理事会は理事長が招集する。

　　　　２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。

　　　　３　前２項につき、理事長に事故、又はやむを得ない事由があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序によりこれを招集する。

　　　　４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（議長）

第32条　　理事会の議長は、出席理事の中から選任する。

（議決等）

第33条　　この法人の業務は、出席理事の過半数をもって決する。

　　　　２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

（議事録）

第34条　　理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

　　　　（１）日時及び場所

　　　　（２）理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること）

　　　　（３）審議事項及び議決事項

　　　　（４）議事の経過の概要及びその結果

　　　　（５）議事録署名人の選任に関する事項

　　　　２　議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人が、議長とともに記名押印しなければならない。

**第６章　資産、会計及び事業計画**

（資産）

第35条　　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　　　　　（１）財産目録に記載された財産

　　　　　（２）入会金及び会費

　　　　　（３）寄付金品

　　　　　（４）財産から生じる収入

　　　　　（５）事業に伴う収入

　　　　　（６）その他の収入

（資産の区分）

第36条　　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の一種とする。

（資産の管理）

第37条　　資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第38条　　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の区分）

第39条　　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業の一種とする。

（事業計画及び予算）

第40条　　この法人の事業計画及び予算は、各理事と協議の上理事会が作成する。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第41条　　前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

　　　　２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第42条　　第４０条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

　　　　２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第43条　　理事長は、毎事業年度終了後３か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

　　　　２　決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（長期借入金）

第44条　　この法人が資金の借り入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。但し、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金の場合はこの限りではない。

（事業年度）

第45条　　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

**第７章　事務局**

（設置）

第46条　　この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

　　　　２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

　　　　３　事務局の職員は、理事長が任免する。

（書類及び帳簿の備置）

第47条　　主たる事務所には、法第２８条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

　　　　　（１）会員名簿及び会員の異動に関する書類

　　　　　（２）収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

**第８章　定款の変更及び解散**

（定款の変更）

第48条　　この定款の変更は、総会において正会員総数の２分の１以上が出席し、その出席者の４分の３以上の議決を経、かつ法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第49条　　この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

　　　　　（１）総会の決議

　　　　　（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

　　　　　（３）正会員の欠亡

　　　　　（４）合併

　　　　　（５）破産手続き開始の決定

　　　　　（６）所轄庁による設立認証の取消し

　　　　２　総会の決議により解散する場合は、正会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

（残余財産の処分）

第50条　　この法人の解散のときに有する残余財産は、法第１１条第３項の規定に掲げるもののうち、総会において議決したものに帰属させるものとする。

**第９章　雑則**

（公告）

第51条　　この法人の公告は官報により行う。

（委任）

第52条　　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立時の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

　（１）正会員

　　　　（個人）　入会金　１，０００円　　　会費　年額　１口　２，０００円

　　　　（団体）　入会金　１，０００円　　　会費　年額　１口　３，０００円

　（２）賛助会員

　　　　（個人）　入会金　なし　　　　　　　会費　年額　１口　１，０００円

　　　　（団体）　入会金　なし　　　　　　　会費　年額　１口　２，０００円

３　この法人の設立当初の役員は、第１２条第２項及び第３項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第１４条第１項の規定にかかわらず、平成２４年６月３０日までとする。

　（１）理事長　　氏名　芝　寅勇

　（２）副理事長　　氏名　名渕　須和子

　（３）理　　事　　氏名　橋口　さよ子

　（４）理　　事　　氏名　久多里　和子

　（５）理　　事　　氏名　石黒　恵津子

　（６）監　　事　　氏名　多田　育雄

　（７）監　　事　　氏名　辻村　千鶴

４　この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第４０条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

５　この法人の設立初年度の事業年度は、第４５条の規定にかかわらず、当法人設立の日から平成２４年３月３１日までとする。